

# セクシュアルマイノリティ(LGBT)の人権について

## ■全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(厚生労働省)資料(平 31. 3. 19)

昨今、セクシャル・マイノリティの人権に関しての報道等が取り上げられることが多くある。人格を尊重する点においては、高齢者虐待はもとより、「LGBT」といった性的指向・性自認を持つ方に対しても配慮するよう、介護保険施設等の指導に際しては、介護保険法、指定基準の規定を踏まえ、利用者の意思・人格を尊重したサービス提供に努められるよう、指導の徹底をお願いしたい。

## ■LGBTとは

- L [レズビアン] =同性を好きになる女性
- G [ゲイ] =同性を好きになる男性
- B [バイセクシュアル] =異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある人
- T [トランスジェンダー] =出生時に決定された性(生物学的な性)とは異なる性を自認する人

L、G、B……………性的指向 (Sexual Orientation : 恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか) についてのマイノリティ

T……………性自認(Gender Identity : 自分の性をどのように認識しているか)についてのマイノリティ

## ■大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針4(1)

有料老人ホーム経営の基本姿勢として、安定的かつ継続的な事業運営を確保することが求められること。特に、介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、より一層、入居者の個人の尊厳を確保し、かつ、入居者の福祉の向上を図ることが求められること。

## ■大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例第6条

事業者は、基本理念にのっとり、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組に努めるとともに、府が実施する性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 性的マイノリティの高齢期、あなたならどうやって支えますか？

(平 28.3.1「介護や医療、福祉関係者のための 高齢期の性的マイノリティ 理解と支援 ハンドブック」  
(NPO 法人パープル・ハンズ))

### 性的マイノリティについて少しだけ知識を持ってください

「男だから・女だから」で決め付けず、性の多様性への視点を持ちましょう。マジョリティ(多数派)側の人も、自分の性自認(こころの性)や性的指向(好きになる性)に意識的になってみてください。

「一部の少数者」を特別扱いするのではなく、多数派とされる人も含む一人ひとりが尊重される医療や介護、高齢期サポートを御一緒に作っていきましょう。

### 秘密にしている当事者の気持ちに寄り添いましょう

性的マイノリティだからといって特別対応は不要です。でも、マイノリティはどこにだって存在していることを踏まえ、「奥さん・旦那さん」ではなく「パートナー」、子どもがいると決め付けない、「男性」「女性」ではなくその人自身を尊重する———そんな対応を考えてみてはどうでしょうか。

また、パソコンや机上にレインボーのシールが貼ってある、相談室の隅にレインボーフラッグがある等で、「ここは性的マイノリティのことを話してもOKですよ」といった無言のメッセージを伝えることもできます。

### 本人の意思や自己決定を尊重しましょう

施設では、男女の部屋分けやトイレの使用等で対応が難しい場合があるかもしれませんが、まずは御本人の気持ちによく耳を傾け、意思を尊重しましょう。

また、同性パートナーや親友等、御本人が「家族・キーパーソン」と認識している関係を尊重し、必ずしも「親族・血縁者」に拘らないことも大切です。

### 法律についても知っておきましょう

高齢期や終末期には、医療での意思決定、判断能力が低下したときの財団管理や法律行為の代理、死亡後の相続や死後事務処理等、法律に絡む場面が起こりがちです。通常の家族を持たず、一人暮らしや法律上は未だ配偶者と認められていない同性パートナーがいる等のケースが多い性的マイノリティへのサポートには、法律に関する基礎的な理解も大切です。

### 何よりも大切なのは守秘義務です

性的マイノリティであること、HIV陽性であること、見かけと書類上の性別が違うこと、身体に処置をしていること等は、偏見や誤解、差別の対象となりがちです。当事者が開示した情報については、くれぐれも守秘義務を厳守してください。